

国立大学法人富山大学放射線安全委員会規則

平成17年10月 1 日制定
平成19年 4 月 1 日改正
平成19年11月15日改正
平成20年 4 月 1 日改正
平成22年 6 月22日改正
平成26年 6 月24日改正
平成27年 4 月 1 日改正
平成30年 3 月27日改正
令和 4 年 3 月30日改正
令和 5 年 3 月29日改正
令和 6 年 3 月26日改正
令和 6 年12月16日改正

(設置)

第1条 国立大学法人富山大学における放射線障害の防止に関する基本方針及び重要事項について審議し、その適正な実施を期するため、国立大学法人富山大学放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 安全委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名した理事又は特命理事
- (3) 教育学部長
- (4) 理学部長
- (5) 医学部長
- (6) 薬学部長
- (7) 工学部長
- (8) 芸術文化学部長
- (9) 都市デザイン学部長
- (10) 和漢医薬学総合研究所長
- (11) 先進アルミニウム国際研究センター長
- (12) 五福・高岡キャンパス放射線管理委員会委員長
- (13) 杉谷キャンパス放射線管理委員会委員長
- (14) 附属病院放射線管理委員会委員長
- (15) 附属病院長
- (16) 研究推進機構水素同位体科学研究センター長
- (17) 研究推進機構研究推進総合支援センター長
- (18) 研究推進機構研究推進総合支援センター副センター長
- (19) 研究推進機構研究推進総合支援センターにおいて放射線関連施設に所属する者（ユニットから各1人）

- (20) 附属病院放射線部長
- (21) 各放射線施設の放射線取扱主任者(各施設 各1人)
- (22) 産業医(放射線を取扱う事業所 各1人)
- (23) その他委員長が必要と認めた者
(委員長)

第3条 安全委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき又は出張等により不在のときは、前条第2号に定める委員がその職務を代行する。

3 委員長は、安全委員会を招集し、その議長となる。

(審議事項)

第4条 安全委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 放射線障害の防止に係る基本方針に関する事項
- (2) 異常時及び事故時等に対する措置に関する事項
- (3) 放射線障害の防止に係る学長への勧告に関する事項
- (4) 放射線障害の防止に係る健康管理に関する重要事項
- (5) その他放射線障害の防止、保安及び安全確保等の措置に関する重要事項
(議事)

第5条 安全委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。ただし、異常時及び事故時等の緊急時における会議の開催にあつては、委員長（第3条第2項に定める委員が委員長の職務を代行する場合を含む。）及び第2条第22号の委員の出席があれば、委員の3分の1以上の出席をもって過半数とみなす。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第6条 第2条第3号から第11号までの委員が、やむを得ない事情により安全委員会に出席できない場合は、代理の者を出席させ、議決に加わらせることができる。

2 前項の代理の者は、当該教育研究組織等の長が指名する副学部長、副所長又は副センター長とする。

(委員以外の出席)

第7条 安全委員会は、必要に応じて関係職員の出席を求め、報告又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 安全委員会の事務は、研究推進部研究振興課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、安全委員会の運営に関し必要な事項は、安全委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 11 月 15 日から施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 12 月 16 日から施行する。